

シンポジウム

主催：日本弁護士連合会 共催：札幌弁護士会

「アイヌの人権から考える、 独立した人権機関の必要性について」

参加費
無料

※会場参加（先着100名）及びZoomウェビナー参加

日時：2024年4月19日(金) 17:30~20:00

会場：札幌弁護士会館5階会議場

アクセス

札幌弁護士会館へのアクセス 札幌市中央区北1条西10丁目
※地下鉄東西線「西11丁目駅」下車4番出口から北へ200m

明治以来、政府は漁労、狩猟、採集を行ない、自然とともに暮らすアイヌの伝統的習俗を禁止し、日本語を強制、居住地を官有化し、その生活・文化を奪ってきました。

国連総会の「先住民族の権利に関する宣言」（2007年）を受けて、衆・参国会では2008年「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」をし、その具体的行動を取ることを世界に約束しました。しかし、いまだにアイヌコタンの伝統や自然環境を維持する生活権や民族的文化的権利は十分守られていません。アイヌとしての社会的地位の向上などを進める先住民族尊重施策を具体化し、民族差別・偏見からの人権擁護を行なう国の人権機関の働きが求められているのではないのでしょうか。

このシンポジウムを機に共に考えましょう。

人権機関についての報告：小林美奈会員（第二東京弁護士会）

基調講演：市川守弘会員（旭川弁護士会）

パネルディスカッション

パネリスト：市川守弘会員、佐谷道浩会員（茨城県弁護士会）、アイヌ当事者の方（予定）

コーディネーター：伊藤 良会員（札幌弁護士会）

総合司会：後藤睦恵会員（愛知県弁護士会）、中島広勝会員（第一東京弁護士会）

申込締切：2024年4月15日（月）

申込方法

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/shimpaynem/ainujinken/>
上記URL又は二次元コードから必要事項を入力し、お申し込みください。お申込みいただいた方に、追ってZoom参加方法などをお知らせします。当日の一般会場参加は先着順100名様となります。なお、UDトークの利用を希望される方は、上記URL又は二次元コードからその旨御連絡ください。



※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本シンポジウムの事務のために利用します。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあるほか、個人情報、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

お問い合わせ先

日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL: 03-3580-9483

JFBA 日本弁護士連合会